

# 新 曾 中 央 地 区 ま ち づ ぐ り ニ ュ ー ス

NI-ZO  
© h u . o  
24号  
2022.4.1

— 地域を知れてまちづくりに詳しくなるマガジン —

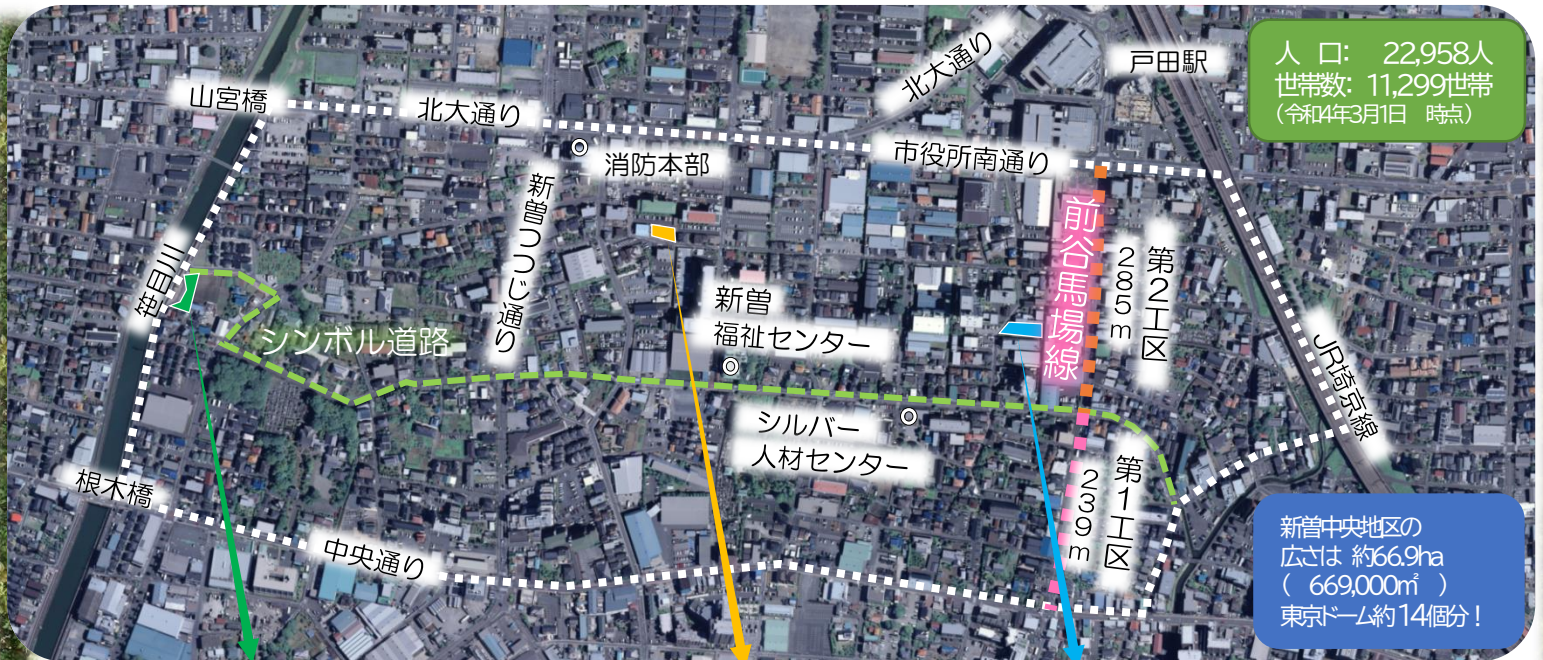


「新曾中央地区で実施した主な整備内容」  
「前谷馬場線 今後のビジョン(展望)」

**特集**

「前谷馬場線で始まる無電柱化の取り組み」  
「完了した西側歩道整備工事」「教えて！工事現場の生の声」  
「戸田市まちづくり推進課から地域の皆様へ」

# 新曽中央地区 で実施した主な整備内容



笹目川沿いにある水辺のスポットは笹目川沿いにある憩いのスポットです。



平成28年度にワークショップを行い、近隣の皆様と話し合ったことをもとに整備した、噴水施設を備えた公園です。

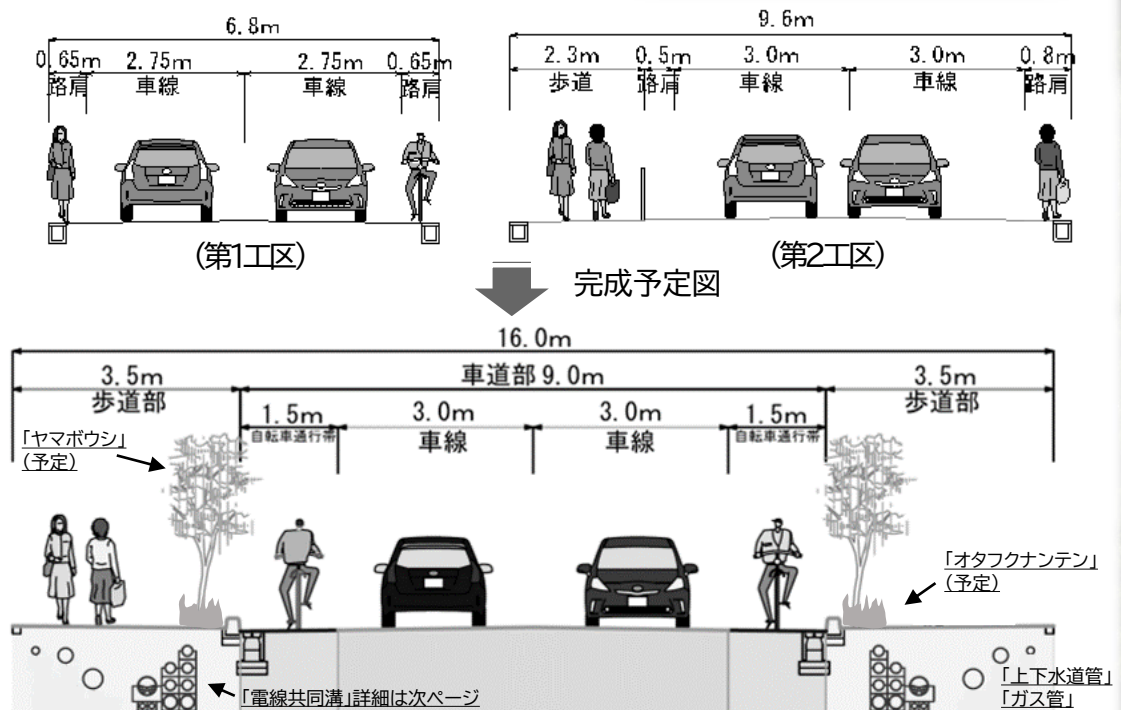


バスケットゴールやベンチ、水飲み場があり、バスケットボール等で遊べる施設として利用することができます。

## まえやばんば 前谷馬場線 今後のビジョン(展望)

前谷馬場線は、本市中央部を南北方向に結ぶJR埼京線戸田駅へのアクセス道路(上地図)ですが、交通安全対策の充実、街の玄関口として都市景観に配慮した整備が緊急課題となっています。

交通安全対策の早期実現を図るため、歩道が配置されていない南側区間を第1工区として優先的に整備を進めると共に、歩行空間の確保、電線類の地中化を行いながら、第2工区を含めて延長約520mの道路拡幅(現道幅6.8m及び9.6m → 16m)事業を進めています。



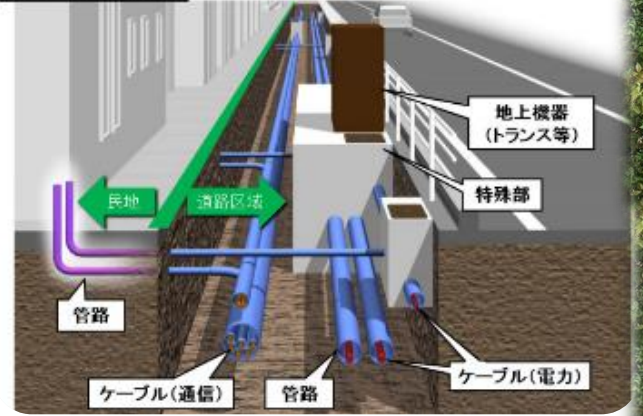
特集 前谷馬場線で行われた工事

# 前谷馬場線で始まる 無電柱化の取り組み

## 電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して電力線、通信線をまとめて収容する無電柱化の手法です。沿道の各戸へは地下から電力線や通信線を引き込む仕組みになっています。

電線共同溝(イメージ)



(国土交通省「無電柱化の手法・工程」より引用)

## 無電柱化のメリット

**景観** 電線類の地中化により、道路上の電線類や電線がなくすことで、景観がすっきりと美しくなります。

**安全** 電柱は、歩行者や自転車等の視界や動線をさえぎる存在です。  
**快適** 電柱をなくすことで、安全で快適な道路となります。

**防災** 電柱や電線類は、災害時に消防活動や避難活動の支障となり、断線や、電柱や柱上変圧器(トランス)の落下による二次災害のリスクがあります。無電柱化は、都市の防災にとって有効な手段となり得ます。



国土交通省HPより引用



市役所南通り 無電柱化の風景



越谷市における竜巻による電柱倒壊 埼玉県無電柱化推進化計画より引用

## 完了した 西側歩道整備工事

令和3年度、8月から1月まで実施していた道路整備工事が完了しました。この工事では、前谷馬場線(第1工区)において、西側の車道と歩道の整備を行いました。

歩道と車道の有効幅員を広げ、歩車道の境界にあるブロック、側溝等、さまざまな設備が新しいものになりました。

歩車道の分離により、安心して安全な歩道を整備しました。

普段、私達が歩き、車が走る道路は、実は何層もの断面に分かれています。道路は多くの車両が通行することから、違う材質で何層にも断面を重ねることで、荷重を分散させて壊れにくくしています。(右図)



図:車道の断面図

## 総て！ 工事現場の生の声

まちづくりは  
人をつなぐ架け橋

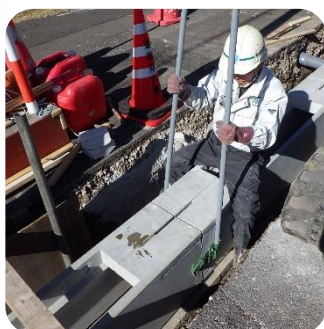


私が何より意識することは、工事の先には常に、そこには人がいて、生活があって、日常があることです。

土木工事は、綺麗な上澄みだけではありません。時に地面に潜り、側溝の下、普段人が入らない場所を作業します。

現場では常に臨機応変に対応する現場力が必須です。そして同時に地域の方の声に寄り添って工事をする傾聴力も大切です。

道路は、地域が一丸となって作るもの、この気持ちを胸に、現場に臨んでいきます。(施工業者：監督談)



側溝と側溝を職人が丁寧に合わせる



綺麗な曲線を描くブロック



スピードと正確性が求められる作業



路床改良材の石灰を撒いている

## 「戸田市まちづくり推進課から地域の皆様へ」

当地区では、まちの将来像「水に親しみ緑あふれる、歩いて楽しいまち」の実現を目指し、まちづくりを進めています。市が主体となって実施する基盤整備事業のほかに以下の制度があります。

### ○届出制度…

建物の建築等を行う際、地区まちづくり協定および地区計画に基づき、市に届け出る必要があります。建物の用途・高さの制限、垣又は柵の制限、緑化率・敷地面積の最低限度などのルールが設定されています。

### ○寄付採納制度…

新曽中央地区における生活道路については、建物等を建築する場合、幅員4.0m未満の道路に接道する土地は法律により道路幅員4.0m分（道路中心から2.0m）まで後退する必要があります。この後退部分を市に寄付採納することができる制度です。

### ○生け垣設置補助制度…

敷地の緑化を促進するため、「戸田市地区計画区域内生け垣設置奨励補助交付要綱」により生け垣の設置に対する補助を実施しています。

### ○市への緑地貸出制度…

緑地として活用することを目的に、新曽中央地区内で所有している土地を市に無償で貸し出しすることができます。これにより、当該土地に係る市税等（固定資産税、都市計画税）の減免が可能となります。

発行：戸田市 都市整備部 まちづくり推進課  
住所：〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
電話：048(441)1800 内線345  
メールアドレス：matidukuri@city.toda.saitama.jp

詳しくはこちら

